



さくら

高井会計だより

編集 発行 人
税 理 士

高 井 直 樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	・	・	・	・

ワンポイント 事業所税の非課税対象年齢

この4月1日から、地方税である事業所税の従業者割の非課税対象年齢が、64歳以上から65歳以上に引上げられます。事業所税の従業者割は、同一指定都市等の区域内で雇用される従業者数が100人を超える場合に課税されます。ただし、高齢の従業員は、免税点である100人の判定の際、従業者数から除外できます。

4月の税務と労務

- 国 税／3月分源泉所得税の納付 4月10日
- 国 税／2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月30日
- 国 税／8月決算法人の中間申告 4月30日
- 国 税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 4月30日
- 地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税／固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
4月1日～4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税／軽自動車税の納付
市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労 務／労働者死傷病報告(1月～3月分) 4月30日

知的複眼思考法

発想法に役立つ複眼的な読書や、企業での製品開発や欠陥の原因追求などに役立つ『知的複眼思考法』とはどのようなものでしょうか。教育社会学者である荻谷剛彦氏の著書を基に説明します。

◎疑問を持って読む

一冊の本も疑問を持って読むことが大切だと言います。その場合には、段落ごとに文章を追っていくのがコツのようです。例えば、こんなフレーズを考えて読んでみましょう。

「ここは鋭い」
「どこか無理があるな」
「納得がいかない」
「この意見に賛成だ」
「この意見に反対。自分の考え

とは違う」

「この意見は不明確、あいまいだ」

「同じような例を知っている」

「自分の周りの例だと、どんなことかな」(実際に思いついた例を書いておく)

「例外はないか」

「見逃されている事実や例がないか」

「これは他の人にも伝えたい情報だ」

「もっと、こういう資料が使われていれば説得力が増すのに」

「なぜ、こんなことが言えるのか」

「自分ならこういう言葉を使って表現する」(実際にその言葉を書いておく)

「この表現は難しい」

などです。

◎批判的な読書方法のコツ

批判的な読書も大切で、そのコツは次の通りです。

○ 読んだことの全てをそのまま信じない。

○ 意味不明のところには疑問を持つ。意味が通じた場合でも疑問に感じるところを見つける。

○ 何か抜けているとか、欠けているなど思ったところがあつたら、繰り返し読み直す。

○ 文章を解釈する場合には、文脈によく照らす。

○ 本についての評価を下す前に、それがどんな種類の本なのかをよく考えてみる。

○ 著者が誰に向かって書いているのかを考える。

○ 著者がどんな目的で書いているのかを考える。

○ 著者がその目的を充分果たしたかを考える。

○ 書かれている内容から、文体に自分は影響を受けているか見分ける。

○ 議論・論争の部分を分析する。

○ 論争が含まれる場合、反対

意見が著書によって完全に否定されているのかどうかを知る。

○ 根拠が薄く支持されない意見や主張がないかを見極める。ありそうなこと(可能性)に基づいて論を進めているか、必ず起きるという保証つきの論拠(必然)に基づいて進めているのか区別する。

○ 矛盾した情報や一貫していないところがないかを見分ける。

○ 当てにならない理屈に基づく議論は割り引いて受け取る。

○ 意見や主張と事実との区別、主観的な記述と客観的な記述との区別をする。

○ 使われているデータをそのまま信じない。

○ 例えや熟語、流行語、俗語などの利用の仕方に目を向け、理解に努める。

○ 使われている言葉の言外の意味について目を配り、著者が本当に言っていることと、言っていないことがある印象を与えていることを区別する。

○ 書いている事柄に暗黙のうちに入り込んでいる前提が何

かを知ろうとする。

企業でもアイデアが発表された時などに前記の方法が応用できます。

◎思考力育成の読書方法のコツ

一方、思考力を育成する読書方法のコツは次の通りです。

○ 論争を読む

批判力を身に付ける一つの方法として、優れた論争を読むことが挙げられます。一つの事件や事柄を巡って、複数の論者が議論を戦わせる雑誌や新聞紙上で繰り広げられている論争、それらが取り扱われている冊子を材料に使います。この方法の利点は、優れた論者の批判の仕方を実例を持って学べることにあります。

○ 先を読む

選んだ本の一段落なり一節なりを読んで、そこまでの情報に基づき、次に著者がどんな議論を展開するかを想像する。著者のそれまでの議論を材料に、自分なりに議論を組み立てる。その後で、実際に著者がどのように書いている

のかを確かめる方法です。

さらに、著者が問題を提示したところで、いったん本や論文を置き、どんな方法で著者が論証をしようとするのかを予想します。どんな証拠をもってくるか、どんな資料にあたるのか、「自分だったら」という立場に立って検討します。この方法を実践する上で、新聞の社説やコラムなどが役立ちます。

○ 古い文章の活用

昔出版され話題になった本や新聞記事を読み直してみます。当然ながら、今の私たちは、その後の時代の変化を知っています。そうした有利な立場から、その文章が書かれた当時、どのような制約があったか、今だったら気付くような問題が見えなかったのか、時代の制約というものを後世の立場から検討してみましよう。

○ 書評のすすめ

書評を書くことは、その文章のエッセンスを的確にとらえ、それを明確に表現する練習になります。本の問題となる箇所を的確に指摘しておく

ことも書評にとって大切です。

新聞の書評を参考に、同じ本を自分なりに書評してみたらどうでしょうか。

これらはアイデアの発想にも応用できます。

◎優れたレポートとは

ここで、アメリカの大学での優れたレポートについて触れておきます。

アメリカの大学で良いと言われるレポートは、読んだ文献を基に、内容の要約にとどまらず、そこから得た知識を活用して自分の考えを論理的に展開しています。転じて企業であれば、その議論をサポートするような証拠を自分で探し出して提示することが求められます。特に、自分なりに問題を立て、それを解くことが大切です。問題の立て方の独創性と、それを説明するときの論理展開の精密さや緻密さ、さらには論理の根拠をきちんと示しているかどうかが重要となります。

これを、アイデア発想の根拠や新製品開発を発表するときの段階等で活用してみましよう。

◎「六つのなぜ」

最後に、「なぜ」という問いからの展開について探ります。

優れた製品開発力で有名なアメリカのモトローラ社では、社員は、製品に問題があることが発見された時、「なぜ、○○か」という問いを最低でも六回は繰り返す「六つのなぜ」を問えと言われていました。一つ目のなぜに答えられたら次のなぜを発する。そして、また二つ目に答えたら三つ目：というように六回ものなぜを問うことで、徹底的な原因の追求をします。

複眼思考にとって、この「六つのなぜ」の試みは示唆に富んでいます。なぜなら、複数（六つ）の異なる側面から、原因を考えるという発想につながっているからです。なぜかという原因と結果の関係にしつこく、しかも異なる角度から目を向けることで、表面的に見えているだけでは思いつかない、新しい問題が発見できます。

以上のポイントを考慮して、日頃の読書や企業での発想、問題点解決に応用してみましよう。

「返済猶予」の特例措置

今年3月末に中小企業の資金繰りを支援する「中小企業金融円滑化法」が期限切れになることが問題となりました。振り返って、このことを考えてみたいと思います。

今年3月末時点で返済猶予していた貸出先(貸出条件緩和債権)については、銀行は直ちに「要注意先」よりリスクの高い「要管理先」とみなすことが妥当かどうかという論争でした。

銀行役員・A氏は次のように考えて良かったのだと述懐します。

ー 従来から企業に対しては貸出条件を緩和して、その企業の実力に応じた返済条件としてきた。そのことで資金繰りの無理は解消され、かえって企業経営の安定性が増すことが少なくなかったのである。

変更した条件といっても貸出期間だけのことであり、たとえ、資金を引き揚げたところで今の銀行には、新たな貸出先が見つ

かるわけではないー

一方、中小企業経営者・B氏の言い分はというと…。

ー 客観的には「不良債権の恐れ」のあることは否定できない。また、その恐れの額が不明であることも問題かも知れない。それでも、日に日に不良債権化しているわけではない。この厳しい中で各企業は奮闘し小康を保っている。

小康を保っているというのは元金の返済は猶予になっているものの利息の支払いは継続しているのであって、その限りでは不良債権ではない。懸命に努力している企業については、見守るべきであるー

結果として言えることは、企業の側が「貸出条件緩和債権」となれば、もう銀行取引は望めなくなると考え、無理して当初の貸出条件を守ろうとした。そして、事業が再起不能化することであったことを中心に討論を展開すべきであったと思います。

今後も「返済猶予」については、考えるべき問題でしょう。

市場経済と市場社会

米国のマイケル・サンデル教授の問いかけに、皆さんはどう考えますか？

教授 「A保育所は、預かっている子供を連れて帰るのに、遅れてくるお母さん方がいた。何度も注意したのに改まらない。そこで、遅れて来た場合は罰金を課すことにした。どうなったか？」

結果、遅れて来ていたお母さんは更に遅くなったし、新たに遅れて来るお母さんも出てきた。

教授 「B公立学校は、学業成績を上げるために、好成績を収めた子供にお金をあげることにした。どこが悪い？」

結果、双方がメリットを得る取引でも何かがおかしい。

このような問題には、我々が望んでいるのは市場経済(お金で買える社会)であるのか、それとも市場社会(お金では買えない社会)の拡大なのか、ということです。

この問題は今後も増えてくるでしょう。

五輪招致

東京都が招致を行っている二〇二〇年五輪大会は、低い支持率が問題となっています。招致委員会や関係者は、支持率を上げるため奔走中です。重要なことは、東京で五輪を開催することに対する「政治的正義」の議論です。ロンドンが掲げた、荒廃した東ロンドン地区の再開発や多様な人種がもたらす社会問題の解決を青少年の

スポーツ教育に求めるといった、政治的な訴求ポイントがあるかどうか、ということです。それゆえ、東京都が交通インフラの整備や安全など、都市機能を招致の理由として強調すればするほど、招致の政治的正義が色褪せているようです。結果、「夢」や「経済効果」という説得力のないテーマに収束し、支持率の向上へと結び付いていないとの見方があります。